

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

先日新聞に、「夕張市の財政破綻から10年、夕張再生、険しい道」という内容の記事が載っていました。夕張市はこの10年で人口が4,000人減少し、現在は人口9,000人、高齢化率は39.7%から48.9%、小学校、中学校は1校ずつ、市議会の定数は18人から9人、市長報酬は86万円から26万円に、それでも財政再建、地域再生の前に人口の流出がとまらず、税収増が期待できないという厳しい現実があり、水道料金などの負担増には耐えても、子どもの将来が見えなければ家族ごと故郷を離脱するような状況が続いているようです。10年たっても夕張市は大変厳しい状況に置かれています。

本県も県内の市町村の中では、少子・高齢化、人口減少が進んでいる市となっています。里美・水府・金砂郷・常陸太田、地区ごとの格差や課題のばらつきが顕在化しつつあります。現在さまざまな少子化対策を打ち出していますが、持続可能な地域づくりのためには、人口減、税収減に備えた対応、対策を余裕があるうちに考えておく必要があるのではないのでしょうか。前段に以上のことを申し上げ質問に入ります。

第1の質問は、第三セクターの外部出資並びに出捐金支出団体の経営管理について質問をいたします。

皆さんもご存じのように、外部出資している株式会社水府振興公社は、平成6年に設立し、従業員数39名、資本金2,000万円、代表取締役は市長が務めている第三セクターの株式会社であります。水府振興公社の経営は、25年度、26年度とも2期連続で赤字決算となっています。25年度は7万7,000円の赤字決算、26年度は実に1,771万2,000円の赤字決算、26年度は市から指定管理料3,000万円を入れて21年間積み上げた今までの利益剰余金の半分以上を取り崩しても1,700万円の赤字決算をしなければならない経営となっています。月の販売額の半分ぐらいしか現金、預貯金がないキャッシュフローが大変厳しい状況で経営をしています。

出捐金支出団体の一般財団法人里美ふるさと振興公社は、平成3年に、出捐金1億3,560万円で設立し、従業員35名、代表理事を小林信房氏が務めています。やはり第三セクターの一般財団法人であります。里美ふるさと振興公社の経営も25年度、26年度とも2期連続の赤字決算であり、25年度1,795万1,000円の赤字決算、26年度は2,483万7,000円の赤字決算となり、26年度は市から指定管理料として約4,500万円を入れていますが、出捐金8,000万円を取り崩し、金融機関から3,000万円の短期借入れをした状況の経営となっています。現金預貯金はまだ8,500万円ほどありますが、出捐金1億3,560万円は、今年度期首の段階で5,560万円になっております。里美ふるさと振興公社の経営も潜在的リスクを抱えた経営になっているのではないかと大変心配です。現在の本市の第三セクターの経営は、2つの法人ともリスクを抱えた経営になっていると思います。

市長を初め執行部の皆さんはご存じだと思いますが、ここに26年8月5日付で、総務大臣から総財公第101号で第三セクター等の経営健全化の推進について示された公文書を持ってまいりました。この中にはこのように書いてあります。平成21年から平成25年度まで、第三セク

ター等の抜本的改革を集中的に推進し成果を上げた。この期間に茨城県は住宅供給公社などを整理いたしました。しかし地方公共団体は、自らの財政規律の強化を常に図っていくことが重要であり、平成26年度以降においても関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任による効率化、経営健全化に取り組むことが必要で、平成26年6月24日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても、地方財政改革推進のためには、公営企業第三セクター等の徹底した効率化、経営改善を図るとされています。

特に第三セクターの財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体や財政的リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体にあっては——地方公共団体というのは各市町村とか県に当たると思いますが、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを求めるとしております。

次に、それらを行うために、公文書総財公第102号の総務省自治財政局長名で「第三セクター等の経営化健全化等に関する指針の策定について」により、地方公共団体に対して指針の内容を十分に留意をして適切な対処を求めています。

この指針の基本的な考えは、1つには、地方公共団体の自らの判断と責任により、徹底した効率化、経営改善化に取り組んで財政規律の強化に努めなさいということであり、2つには、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクターの経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に多額の財政負担が生じないように第三セクターの抜本的改革、すなわち第三セクターが行っている事業そのものの必要性、公益性などの意義、採算性などの検討を行い、事業継続の是非や事業手法のあり方について、第三セクターの増配、やめることも含めて判断を速やかに組みなさい、これが指針の基本的な、総務省から出されている意見であります。

次に、地方公共団体の第三セクターへの関与については、地方公共団体は、第三セクターの健全な経営が維持されるように経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要であると書いてあります。

そこで1点目の質問として、株式会社水府振興公社と一般財団法人里美ふるさと振興公社の経営状況等の把握、監査、評価を執行部としてどのような体制でどのような対応を行い、指導、監督をしているのかお伺いいたします。

また、常陸太田市は、道の駅経営のために新たな代表取締役を市長が務める資本金6,000万円の第三セクター、常陸太田産業振興株式会社を設立し、本市の第三セクターは、2株式会社、1財団法人となりました。第三セクターの経営状況が本市に与える財政的影響はますます大きくなっています。それゆえ私は、事業管理とは別に第三セクターの出資団体の経営を管理し、経営の数字を読み解き、企業会計を理解した人材を置き、経営主導できる組織を常陸太田市の中に作る必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、総務省からの通達の中で、経営責任の明確化が示されております。

1つとして、第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。経営者は第三セクターの経営が悪化した場合には、民事、刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得る

ことを十分に認識した上で第三セクター等の経営に当たることが必要であると、このように通達にあります。

そのことからすると、2点目の質問としてお伺いしたいのは、株式会社水府振興公社と一般財団法人里美ふるさと振興公社の経営責任についての考え方は、現在どのように市として整理しているのかについて説明願いたいのであります。商法上の株式会社や一般財団法人に準拠した経営責任でいいのかについても含めてご説明いただきたいのであります。

第1の質問は以上であります。

第2の質問は、市施設の禁煙対策についてお伺いいたします。

茨城県は、たばこ対策として喫煙はがん、循環器疾患、糖尿病、歯周病など多くの疾患の原因となることから、喫煙者を減らす、未成年や妊産婦の喫煙をなくす、受動喫煙への曝露状況を改善するとしています。また県は、総合がん対策の中でも目標数値を設定して禁煙対策を強力に進めています。県は各市町村に対しても目標値を設定して取り組んでいます。

例えば、茨城県禁煙認証制度を作り、多くの方が利用する施設での禁煙化を促し、受動喫煙防止対策を推進するため禁煙施設であることを公示、すなわち看板を出して禁煙施設であることを利用者に知らせる制度を官民挙げて取り組んでいます。平成27年9月現在では、建物内・敷地内禁煙認証施設は5,497施設となっています。茨城県は、県内市町村の施設は禁煙施設100%を目指しています。

市町村における受動喫煙状況は、44市町村の中で39市町村は敷地内・建物内全面禁煙であり、分煙、不完全分煙をとっているのは常陸太田市も含めて5市町村だけであります。本市は医療費の抑制のためにさまざまな施策を行っていますが、市役所庁舎や支所において禁煙を行っていないければ、市民や県や他市町村から何をやっているんだと見られているのではないのでしょうか。

また、国も2020年のオリンピックを控えて、喫煙という個人的嗜好は多くの人々が集まる場所においては認めないというグローバルスタンダードの基準で対応するために、強力に禁煙対策を進めることとしております。本県も国体を控えている中で、禁煙対策を行政一丸となって進める状況にあります。

このような環境下の中で、本市は本庁舎内や支所内禁煙を実施できておりません。そこでなぜ市施設内で禁煙ができないのかについての理由をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 初めに、外部出資並びに出捐金出資団体の経営管理についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の経営状況等の把握、監査、評価体制についてでございますが、水府振興公社及び里美ふるさと振興公社の経営状況の把握や事業の評価につきましては、現在は指定管理者の立場において指定管理者制度モニタリングマニュアルに基づく自己評価、市所管課評価及び指定管理者選定委員会における施設ごとの経営状況等に係る評価を行っているほか、施設管理所管課におきま

しては職員配置の再考，営業外収益の確保，指定管理料の見直し，売り上げの向上などの経営努力を求めているところでございます。第三セクターの経営状況に対する適切かつ明確な把握を行うには至っていない状況でございます。

公共性と企業性をあわせ持つ水府振興公社や里美ふるさと振興公社，これらは地域の振興や雇用の場として重要な役割を担っているものと認識をしているところでございますが，一方で全国の例を見ますと，経営が著しく悪化した場合には市財政に深刻な影響を及ぼすことも懸念されているところでもございます。

今後は第三セクターに対して出資出捐を行っている立場に立って，引き続き施設管理所管課による指導を行うとともに，所管課との連携を図りながら国の指針に基づきまして総括的に総務課において管理してまいりたいと考えているところでございます。

なお，管理に当たりましては，職員の配置等についても検討しながら，収入及び支出の実績や見込み，経営の状況について報告を求め，必要に応じ調査を行うとともに，また，市内の指定管理において健全経営がなされている施設との比較も行い，第三セクターが自らの判断と責任により徹底した効率化，経営健全化等に取り組むことができるよう，市としての関与を強めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の経営責任の明確化についてでございますが，第三セクターは市から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であることに鑑みまして，市が第三セクターの債務等について暗黙の補償を行うといった誤解などを受けることがないように，例えば第三セクターの経営が悪化した場合には，法の規定に準拠してその代表者や理事，取締役などの決定権を持つ役員が民事，刑事上の法的責任を追及されること，あるいは市が出資者として負うべき責任は原則として出資の範囲内とすることなど，市及び第三セクター双方の法的責任や財政的負担の範囲の明確化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に，市庁舎及び支所内の禁煙対策についてのご質問にお答えをいたします。

市本庁舎及び支所におきましては，現在平成15年に施行されました「健康増進法」第25条の規定に基づきまして，受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる必要があることから，喫煙室を設置し分煙を実施してきたところでございます。

しかしながら平成25年度に茨城県が策定をいたしました第3次総合がん対策推進計画におきましては，市町村役場庁舎の禁煙化率100%を目標とする達成年度が平成29年度と設定されているところでございます。また，現在行っております分煙につきましても将来的には全面禁煙とすることが求められているところでもございますことから，本市といたしましては，平成28年度から本庁舎及び支所の施設につきまして施設内禁煙とする措置をとってまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。

1問目の第三セクターの経営状況の把握，監査，評価体制についての質問でお伺いをいたしま

す。

私は、市が第三セクターの経営状況を明確に把握できていなかったということは問題があったと言わざるを得ません。総務省の指針にあるように、関係する第三セクターの現在、次が大切なんですが、将来の経営状況や資産、債務の状況について適切に把握しておくことが必要であると示されております。経営がよくとも悪くとも経営状況を把握しておくことが必要だったと思います。

茨城県は、総務部に出資団体指導室を設けて出資団体の経営管理を行っています。本市においても、ご答弁にあったように経営分析ができて経営主導が担える、客観的に経営管理を行なえるセクションをぜひ置いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、第三セクターの経営者の立場から、水府振興公社の社長である市長にお伺いをしたいのですが、金砂郷地区にありますこめ工房、そば工房、金砂の湯、金砂庵などの指定管理先はJA常陸であります。JA常陸に対しては、市から指定管理料は支払われておりません。26年度に水府振興公社は、市から3,000万円の指定管理料が支払われています。それでも水府振興公社は1,700万円の赤字を計上していることは、指定管理料を支払われていないJA常陸と比較すると、水府振興公社は指定管理料3,000万円と赤字分1,700万円で実に4,700万円の利益の開きがあると思います。そこで市長にお伺いをいたしますが、水府振興公社社長として、職員に対してどのような指示を出して経営されているのか、経営の大変さも含めてご説明いただきたいと思います。

**○深谷秀峰議長** 市長。

**○大久保太一市長** もともと水府振興公社、そしてまた里美の振興公社につきましては、先ほど総務部長からもご答弁申し上げましたように、地域へ交流人口を増やす、そして地域の経済的な活性化を高める、そしてまた、例えば入浴施設に代表される地域住民の福利の向上ということが目的、さらにはそこで働く人たちの働く場所の確保というような大きくは3点の趣旨を持って設立されたと思っております。

そんな中で振興公社社長として私が絶えず考えてきましたのは、今全体が自立できるような経営内容になっていない、従って指定管理料を行政からいただきながら毎年毎年経営をしているというのが実態であります。早く指定管理料を減らし、そしてまた目標としてはこれをゼロに持っていくというのが経営者としての責任であります。

これまでそれを行うための経営改善としましては、粗利を稼ぐということが1つ、そしてまた、その稼いだ粗利の中で営業経費が限度内に収まっていれば、それは経営的には黒字経営ということになるわけであります。しかしそこまで至っていないのが実態であります。

じゃあ、今までどういう努力をしてきたのかということをおいつまんで申し上げますと、水府振興公社に指定管理制度が導入された一番最初の年は平成18年です。そのときに指定管理料は4,649万円でありました。それから今日に至りますまで、先ほど来議員からの発言にありました平成25年度は3,580万円、そして平成26年度は3,000万円ということに、毎年毎年少しずつではありますがありますけれども、指定管理料の減額に努めてきたというのが事実であります。

しかしこれを下げていくために何をもって下げていくのかというと、一口に言えば経営改善なんですけど、これまでの実績で直近で申し上げますと、いわゆる指定管理料等を含む営業外収益を含まない実質的な営業利益という観点から言いますと全て損失を出しているわけですし、その損失額は、例えば平成24年はマイナス4,000万円です。25年度はマイナス4,700万円、そして平成26年度は約1,000万円ぐらい改善いたしましてマイナス3,700万円という状況まで来ているのが事実であります。しかしこれではまだまだだめなんです。

そういう観点から、私がかねがね従業員に申していること、やってきたことを少し、代表的なものだけお話しさせていただきますが、営業費用の際たるものは人件費です。この人件費につきましては、私が社長になりました時点で8名の正社員を全てパートに切りかえました。そして人件費を削減するということと、あわせて先ほど言いました粗利を稼ぐという観点からは仕入れ価格を、できるだけ仕入れに必要な金額を抑えていく必要があります。物産センター等のお土産品につきましては、仕入れ価格の5%引き下げを業者に説明し理解をいただきまして、その引き下げをしまいいりました。またもう一方でレストランもあります。

また、竜っちゃん乃湯という入浴施設がありますが、これは金砂郷の金砂の湯もそして里美のぬく森の湯も赤字経営となっております。1つの要因として、水府の場合は宿泊施設になっておりますが、宿泊客は非常に少ない、そういう状況です。したがってお風呂の経費と申しますか、そういう直接経費は結構大きくなる。それをどこで稼ぐのかというと、食の販売、それでやるしかない。

食の販売において、初めに私が社長になりましたときは、食材費、いわゆる直接経費としての食材費が売上げの45%ぐらいになっておりました。これは極めて高い、30%以下に抑えるのが大体民間のレストラン等を含んだああいふ施設の経営の指針と申しますか、実績はそういうことであります。

何をやったか、例えばあそこに入った瞬間に感じましたことは、メニューの中に水府のあそこまで来てお客さんは本当にこれを食べるんかというようなメニューが列挙されているわけですよ。わかりやすく言いますと、舌平目のムニエルを何で竜っちゃん乃湯まで来てお客さんは食べるんですかと。そういうことからPOSシステム対応のレジに全部切りかえまして、売上げの状況が毎日毎日把握できるようにして、その中で売れないメニューについてはもうやめたらいいと。そして中心を地元でできる食材を使ったメニューに切りかえる、そんなことを指導してまいりました。少しずつ食材費についても今、比率は下がってきておりますけれども、まだまだ3割程度までにはいっていない。

ちなみに食材費が45%にもなるのは、国が国賓を招聘して都内の有名ホテルで晩餐会をするときの食材費は45%ですから、それをこの田舎でやったのでは経営なんかとてもじゃないが成り立つわけではない、そんなことをやってまいりました。

それから、売上げを上げるという観点から若干申し上げますと、大吊橋でバンジージャンプが始まりまして、おかげさまで震災前の渡橋者の数まで戻ってまいりました。売店の売上げ状況、レストランの売上げ状況をチェックいたしますと、レストランは震災前に比べて3割ぐら

い伸びました。渡橋者の数は震災前と同じぐらいです。ところが売店の売り上げはそこまで伸びませんでした。なぜか。要するに売店に入ったお客さんが買いたくなるような品揃え、そして店内のレイアウト、陳列の方式、そういうところが極めて不親切な状況にありましたので、これは27年度ですけれども、店内のレイアウトを全部変更させました。そして冒頭申し上げました地場産品をお客の動線で一番買いやすい場所に掲示をするようなそんなことをしてきたところでもあります。

その他いろいろありますけれども、年に1回だけやっているんですが、つい最近全職員を集めて経営の状況について説明をし、それぞれの部門において具体的に何をどう努力し改善をしていくべきか、そのことをこれまでずっと毎年説明をして指示を出してきたということは社長として当然の仕事でありますけれども、そんなこともやってきたところでもあります。

そしてなかなか経営の改善が遅いということもありまして、平成27年度からそれぞれの売店、レストラン、竜っちゃん乃湯、その他施設について、そこにいる従業員ではっきりとグループ化をいたしまして、その中にそれぞれの部門の経営の実態、そういうことを説明をし、改善の方向性、それを申し上げた中で、従業員からのグループ討議等々を通じた改善策の提案等々を出してもらい、それを実行に移していく、そんな体制を今整えてきたところでもあります。

これまでやってきたことにつきましてお話を申し上げましたけれども、いずれにしても社長である立場と市長である立場と一人でやっているわけですから、これらの施設についてほんとうに経営改善がなされないのであれば、その施設が今後継続する必要があるのかないのか、その点を絶えず考えながら経営はしていく必要があると思っております。

最初市長になりましたときに、施設ごとの独立採算制をもととした経費、経理計算にはなっておりませんでした。それではどの施設をどう改善したらいいか、そしてまた廃止をしたらいいのか継続をすべきなのか、そのことが経営的な数字からよくわかりません。そのことを話をいたしまして、そういう改善に結び付けてきた。これは水府振興公社だけじゃなしに、里美のふるさと振興公社にもそのことをお願いいたしまして、各施設ごとの経営経費の計算等々をやっている、そんな状況であります。その中から設立の趣旨、あるいは利用の状況等々を勘案して、これから先の継続か否かの判断をしていく必要がある、そう思っております。

以上です。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 市長からの大変細かい、今までのご努力していただいているという内容のご説明がありました。ありがとうございます。今市長が言われた意義と申しますか、そういうふうなものを水府振興公社の職員並びに里美ふるさと振興公社の職員の皆さん一人ひとりが確認をしながら進めていただきたいなと私も思っております。

2問目の質問に移ります。2問目の質問の第三セクターへの経営責任の明確化について質問をいたします。

私は私が思っていた以上に総務省からの指針は地方公共団体や第三セクターの経営者に対して大変厳しい自己責任を求めています。公的支援のあり方についても、公的支援の考え方は支援を

漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大してはいけない、地方公共団体は第三セクターの損失補償を行うべきではない、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲であることや、地方公共団体と第三セクターが一体的なものであるという誤解や、地方公共団体が第三セクターの債務等について暗黙の補償を行っているとの誤解を他の出資者や利害関係者から受けることがないように、それぞれの法的責任及び財政的負担の範囲を明確に示しておきなさいということを総務省は指針の中で書いてあります。

地方公共団体と第三セクターとの関係は、ほぼ商法に準じた通達になっているのではないかと私は思います。そうしますと、市が今まで考えてきた第三セクターへの経営責任に対するアプローチよりも、その経営責任は大変重いものがあると考えますが、執行部のご所見を再度お伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 国から示されました指針につきましては、大変厳しい内容であるというふうには認識しているところでございます。今後総務課におきまして経営状況等の指導、監督を行ってまいりますけれども、これに当たりましては、指針に基づきまして協議をし、指導、監督をしてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） 総務省から出ている内容を十分理解して当たっていただきたいと思っております。

私はこの第三セクターの経営問題の質問を考えたとき、現地や現場を見てまいりました。そのとき3つの視点、先ほど市長もお答えになりましたが、公益性、公共性、必要性があるのかという視点で現場を視察いたしました。私からいたしますと幾つかの問題があると考えましたが、そのことは本日ではなく後々議論をしていきたいと思っております。

私は第三セクターの必要性を否定するものではありません。第三セクターは利益を上げる組織でないことも十分に理解をしております。しかし市民の皆さんから負託をいただいている職責でありますので、地域振興の名のもとに無制限に経営悪化や経営責任を放置することはできません。今回の質問で本市が潜在的なリスクを取り払い、持続可能な第三セクターの経営に執行部の皆さんが一丸となって取り組まれることを期待しております。

以上で1問目の質問を終わります。

第2の質問の市施設の禁煙対策については、ご答弁にあったように全面禁煙を行うということですので、施設として禁煙認証制度、認定施設の看板を示した施設をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。